

成 高 第 4 1 5 号
令和 2 年 5 月 2 9 日

指定居宅介護支援事業所 各位
指定介護予防支援事業所 各位

成田市福祉部高齢者福祉課
介護保険課

新型コロナウイルス感染症の影響によりケアプランで予定されていたサービス
利用ができなくなった等の場合の居宅介護支援費等の請求について

平素から本市の介護保険事業の実施に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第 1 1 報）」（令和 2 年 5 月 2 5 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）の問 5 で示されたところですが、当該通知について、次のとおり取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

1. 居宅介護支援費、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費の請求方法について

国保連への請求にあたっては、居宅介護支援費、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費と給付管理票を併せて請求をお願いいたします。給付管理票の実績入力については、上記通知の内容を満たすものに限り、当初のケアプランで予定されていたとおりの内容を入力し、請求を行ってください。

また、当初は利用予定であったが、利用者が新型コロナウイルス感染症の状況に不安を覚え、利用を控えた場合も対象となります。

なお、5 月サービス提供分から対象となります。（厚生労働省老健局に確認済み。）

2. 該当者の報告・書類等の保管について

上記対応を行った利用者については、サービス提供月ごとに本市介護保険課へ【被保険者番号・氏名】を報告していただきますようお願いいたします。報告方法・様式については任意といたします。（F A X は不可）

また、上記対応を行った利用者については、各事業所にてモニタリング記録

票・居宅介護支援経過に記録し、サービス提供事業所から提出があった実績なしの旨のサービス提供票を保管するようお願いいたします。(サービス提供事業所から実績なしの旨のサービス提供票の提出を受けられない場合は、その旨を記録に残しておいてください。)

(問い合わせ先)

高齢者福祉課 事業者指導係

tel:0476-20-1537

mail:kofuku@city.narita.chiba.jp

介護保険課 資格給付係

tel:0476-20-1545

mail:kaigo@city.narita.chiba.jp